

1. 利根漁業協同組合

1 利根漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第四条の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

疑似おとりを使用したアユの友釣りを解禁したい。

イ 変更理由

おとり鮎販売所の減少および高齢化による営業期間の短縮に伴い、遊漁者がおとりアユの入手に支障をきたしていることから、制限を設定し解禁したい。

(2) 第七条第1項の変更（遊漁料の額および納付の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

1日券について現場加算金を増額したい。

イ 変更理由

管内各地域に販売所、また、全国展開しているコンビニエンスストアで1日券を販売しているが、未購入者が後を絶たないので、事前購入の促進と監視員の手当増額による未購入者の取り締まり強化を行いたい。

遊漁規則一部変更について

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|-----|--|
| (漁具漁法の制限) | | | |
| 第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるるものとし、 その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならぬ。 | | | |

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるるものとし、
その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならぬ。

| 竿 釣 | 疑似おとり使用の友釣りの場合、ハリスの長さは疑似おとり後端から20cm以下 | 規 模 |
|---------|---------------------------------------|-----|
| 手 釣 | 1人につき1本 | 規 模 |
| 竿 釣 | 1人につき2本 | 規 模 |
| 竿 網 | 1人につき1統 | 規 模 |
| た も 網 | 網口径45cm | 規 模 |
| か す み 網 | 1人につき1統・長さ7m・幅60cm・接続及び固定使用 は不可 | 規 模 |
| や す | 1人につき1本・鉤針を放射して行う漁法を除く | 規 模 |
| 置 針 | 1人につき50本 | 規 模 |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (遊漁料の額及び納付の方法) | |
| <p>第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種(徒手採捕・手釣・竿釣・置針)の場合は<u>3,500円</u>、 <u>同じく全魚種(かすみ網・投網・やすも含む)4,000円</u>、 <u>2,000円</u>を加算した額とする。</p> | <p>第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種の場合は<u>1,000円</u>、アユを除く魚種の場合は<u>500円</u>を加算した額とする。</p> |

| 遊漁対象水産動物 | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料の額 |
|----------|----------------|----|---------|
| 全魚種 | 徒手採捕 | 1日 | 3,500円 |
| | 手釣 | 1年 | 14,000円 |
| | 竿釣 置針 | | |
| 同上 | かすみ網 投網 | 1日 | 4,000円 |
| | やす | 1年 | 16,000円 |
| アユを除く魚種 | 徒手採捕 | 1日 | 2,000円 |
| | 手釣 竿釣 やす | 1年 | 9,000円 |
| | 置針 | | |